

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）について  
（令和6年6月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）についての概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）については、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 訪問リハビリテーション基本料金（1割負担）

- |  |           |
|--|-----------|
| ① 訪問リハビリテーション費/回（20分）  | 308円/回    |
| ※1週間に6回までを限度に利用可能<br>但し、退院・退所直後のリハビリテーションの日から起算して3月以内<br>1週間に12回まで利用可能 |           |
| ② 短期集中リハビリテーション実施加算/回  | 200円/日    |
| ※退院（所）日又は、新たに要介護認定を受けた日から3月以内  |           |
| ③ リハビリテーションマネジメント加算  |           |
| ・リハビリテーションマネジメント加算1（イ）   | 180円/月    |
| ・リハビリテーションマネジメント加算2（ロ）   | 213円/月    |
| ・リハビリテーションマネジメント加算3（医師説明）  | 270円/月    |
| ④ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算/回   | 240円/日    |
| ⑤ 口腔連携強化加算   | 50円/月1回程度 |
| ⑥ サービス提供体制強化加算   |           |
| ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）   | 6円/回      |
| ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）   | 3円/回      |
| ⑦ 移行支援加算   | 17円/日     |
| ⑧ 事業所医師がリハビリテーション計画の作成<br>に関わる診療を行わなかった場合                              | 50円/回減算   |
| ⑨ 退院時共同指導加算（退院時1回を限度）  | 600円/回    |
- ◎2割負担の方は、1割の基本料金の2倍の料金がかかります。  
◎3割負担の方は、1割の基本料金の3倍の料金がかかります。

(2) 介護予防訪問リハビリテーション基本料金（1割負担）

- ①介護予防訪問リハビリテーション費／回（20分） 298円／回  
※1週間に6回までを限度に利用可能  
但し、退院・退所直後のリハビリテーションの日から起算して3月以内  
1週間に12回まで利用可能
- ②短期集中リハビリテーション実施加算／回 200円／日  
※退院（所）日又は、新たに要支援認定を受けた日から3月以内
- ③口腔連携強化加算 50円／月1回程度
- ④サービス提供体制強化加算  
・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 6円／回  
・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3円／回
- ⑤事業所医師がリハビリテーション計画の作成  
に関わる診療を行わなかった場合 50円／回減算
- ⑥利用を開始した日の属する月から起算して12月を  
超えた期間に介護予防リハビリテーションを行った場合 30円／回減算  
ただし、3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、  
情報を共有し、リハビリテーション計画を見直し、厚生労働省に  
情報を提供し、有効な実施の為に必要な情報を活用すると、減算なし。
- ⑦退院時共同指導加算（退院時1回を限度） 600円／回
- ◎2割負担の方は、1割の基本料金の2倍の料金がかかります。  
◎3割負担の方は、1割の基本料金の3倍の料金がかかります。

(3) 支払い方法

- ・毎月10日までに前月分の請求書を発行し、所定の方法により交付します。お支払い  
いただきますと所定の方法により領収書を交付します。
  - ・支払いは、話し合いの上、双方合意の方法によります。
- ① 金融機関口座自動引き落としの場合は、毎月17日までに手続きください。  
② その他の場合は、その月の末日までにお支払いください。

<別紙3>

## 個人情報の利用目的

(令和6年6月1日現在)

上市老人保健施設つるぎの庭では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

#### 〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

#### 〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

#### 〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

#### 〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## 上市老人保健施設つるぎの庭 (介護予防) 訪問リハビリテーション利用同意書

上市老人保健施設つるぎの庭（介護予防）訪問リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）利用約款及び別紙1、別紙2及び別紙3を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年 月 日

＜利用者＞

住 所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住 所

氏 名

印

医療法人社団藤聖会  
上市老人保健施設つるぎの庭  
理事長 藤井 久丈 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

【本約款第10条2項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	